

**令和 8 年 3 月 5 日**

**かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第 6 回）**

厚生労働省 医政局 総務課

# はじめに

## 説明会開催の趣旨

改正医療法に基づき、令和8年1月より、かかりつけ医機能報告の運用が開始されたところです。日ごろより本制度の運用にご協力いただいているところですが、必要事項についての周知等のための説明会を開催させていただくものです。

### (主な説明内容)

- 報告関係について  
※今後のスケジュールや依頼事項など
- かかりつけ医機能に係る協議の場について
- 都道府県からのよくある質問について

## 報告関係について (今後のスケジュールや依頼事項など)



# 都道府県における報告関係業務について

令和7年12月19日かかりつけ医機能報告制度に係る第5回自治体向け説明会資料(一部改)

- かかりつけ医機能報告制度の報告関係業務について都道府県における実施事項は下記のとおりです。

No	都道府県の業務	概要
報告 関係 業務	① 医療機関アカウント申請	G-MISアカウントを有さない医療機関に対し、新規ユーザ登録申請機能を用いてアカウントの発行を行うようご案内ください。 なお、G-MISのアカウントについては、医療機能情報提供制度で利用しているアカウントと同一のものを使用する予定であり、既に医療機能情報提供制度にてアカウントを発行済の病院（特定機能病院を除く）・診療所に対しては自動的にかかりつけ医機能報告の権限が付与されるため、手続は不要です。
	② 関係機関アカウント申請	かかりつけ医機能報告制度の都道府県担当者及び都道府県の業務委託先機関（保健所、委託事業者、医師会等）について、G-MISのアカウント申請を実施ください。
	③ 問合せ管理ツールのユーザ登録	都道府県担当者と厚生労働省間で問合せ対応及び資料授受を実施するための問合せ管理ツールについて、ユーザ登録をお願いします。
	④ 制度に関する問合せ対応	制度に関する問合せ（各報告項目の疑義等）について、問合せ先を確認いただき、医療機関等からの問合せにご対応ください。 なお、かかりつけ医機能報告のシステムに関する問合せ（ログイン方法やシステムの操作方法等）については、G-MISが設けるコールセンターにて、医療機関からの問合せに対応する体制を設けています。また、制度に関する問合せについては、医療機能情報提供制度と同様に、都道府県にて回答できない問合せについては、問合せ管理ツールにより厚生労働省へのエスカレーションを行うことが可能です。
	⑤ 定期報告案内の送付	定期報告の開始に先立ち、医療機関に必要な案内をお願いします。例えば、以下が想定されます。 ・医療機関へ定期報告を開始する旨を通知。 ・かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関への案内資料の配布。なお、報告対象医療機関に対して、G-MISの操作方法や報告の手引き等を整理した報告マニュアルを厚生労働省にて作成済みであるため、必要に応じて活用ください。
	⑥ 紙調査票の印刷・郵送	紙報告の運用を行う都道府県においては、紙報告の医療機関に対し、調査票の印刷・郵送を実施してください。なお、かかりつけ医機能報告制度ではG-MISの印刷機能により調査票を出力する機能を実装しています。9/26に問合せ管理ツール（Redmine）で周知した「【周知】G-MISの「紙面発送対象」最新化のお願い（紙調査票を利用する都道府県のみ）」のとおり、都道府県にて調査票を出力する前に紙面発送対象の最新化をお願いいたします。なお、令和7年度の初回定期報告の開始に限っては都道府県の業務支援の観点から、紙調査票のファイル出力を厚生労働省（G-MIS事務局）にて実施し、11/7に都道府県に提供済み。※印刷は各都道府県にて実施いただくようお願いいたします。
	⑦ 紙調査票の代理入力	⑥で郵送した紙調査票を医療機関より回収し、G-MISへの代理入力を実施してください。
	⑧ 報告内容・体制の確認	医療機関からの報告内容により、かかりつけ医機能の体制を有することをご確認ください。 必要な場合には、メールや電話等で体制を確認ください。
	⑨ 督促	未報告の医療機関に対し、定期報告を実施するよう督促をお願いいたします。 G-MISから督促メールを送付できる機能を実装しています。
	⑩ 報告内容の公表	令和8年度の都道府県による報告内容の公表に向けて、令和7年度末頃に厚生労働省より速報版データを提供します。速報版の確認を行い、報告データの内容等をご確認ください。※なお令和8年度以降、データの加工支援として厚生労働省よりNDBデータの秘匿加工処理を実施したデータを都道府県に提供する予定です。

# 令和7年度かかりつけ医機能報告に係るスケジュールについて (G-MIS関係)

- G-MISコールセンターの受付は**令和8年3月19日(木) 17:00**、問合せ管理ツールにおける年度内の回答対象となる質問の受付終了は**令和8年3月19日(木) 17:00**、また年度内の質問受付及び回答終了は**令和8年3月25日(水) 17:00**とさせていただきます。ご了承ください。
- また、現在令和7年度において運用中の各種申請につきまして、**令和8年3月13日(金) 18:00**を受付期限とさせていただきます。申請が必要なものがございましたら、上記期限内に申請(承認)の対応をお願いいたします。

## かかりつけ医機能報告に係るG-MISスケジュール

タイムライン	1月					2月				3月					
	1w	5w	12w	19w	26w	2w	9w	16w	23w	2w	9w	16w	23w	30w	
マイルストーン	▼ 定期報告機能稼働開始(1/1(木))									▼ コールセンター受付終了(3/19(木) 17:00) ▼ 問合せ管理ツール受付終了(3/19(木) 17:00) ▼ 問合せ管理ツール停止(3/25(水) 17:00)					
G-MIS事務局	G-MISコールセンター・問合せ管理ツール受付														
都道府県						定期報告督促									
医療機関	定期報告														

## 未報告医療機関への督促等について

- 未報告の医療機関が存在する場合は、都道府県から医療機関に対し督促等の実施をお願いしているところです。
- 未報告の医療機関に対する医療法上の取扱いは下記のとおりとなっておりますのであらためてご確認ください。
- なお、G-MISには未報告の医療機関の件数を集計・表示する機能（定期報告件数集計機能）や未報告の医療機関に督促メールを配信できる機能（督促メール配信機能）も実装しておりますので必要に応じてご活用ください。機能の詳細は【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）をご参照ください。

医療法	内容
第三十条の十八の四	<p>地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は、慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>4 第二項の規定による確認を受けたかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者は、当該確認を受けた体制について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、当該変更が生じた体制が同項の厚生労働省令で定める要件に該当すること（他の病院又は診療所と相互に連携して同項に規定する当該機能を確保する場合を含む。）を確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b><u>6 都道府県知事は、かかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該かかりつけ医機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。</u></b></p>
第九十二条	<p>第六条の四の四第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をした者又は第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは<b><u>第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。</u></b></p>

# かかりつけ医機能報告における特記事項欄について

- 医療機関からのかかりつけ医機能報告の内容について、特記事項欄に、住民・患者への情報提供の観点から適切でない報告が行われている事例が確認されています。
- これまでも周知しているとおり、特記事項欄において報告された内容は医療情報ネット（ナビイ）にも反映され、住民・患者に対しても公表される情報となります。その点にも留意しながら各都道府県における確認において適切にご確認いただくようお願いします。
- なお、臨時の対応として、特記事項に係る留意事項を報告画面上に追記するG-MIS改修を実施しています。

### G-MIS報告画面（一部抜粋）

特記事項（1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）

※こちらの特記事項にご記載いただいた内容は医療情報ネット（ナビイ）にて公表されます。 ←

特記事項 ⓘ

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の有無の自動判別項目

1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能） ⓘ

---

その他の報告事項

医師数

医師数（常勤）

医師数（非常勤） ⓘ

外来の看護師数

外来の看護師数（常勤） ⓘ

報告画面の改修により特記事項に係る留意事項を画面上に追記

# かかりつけ医機能報告制度に係るFAQについて

- かかりつけ医機能報告制度のシステムに関するFAQは、G-MIS全体のFAQ画面に掲載しておりますので、適宜ご活用ください。
- また、制度・業務に関するFAQは都道府県向けのみを対象とし、問合せ管理ツール（Redmine）への掲載を行っております。本FAQは都道府県からの質問状況に応じ随時更新を行っておりますので、必要時にご参照ください。

FAQ	掲載内容	掲載場所
システムに関するFAQ	報告項目の入力方法やカセットインの方法など、G-MISの操作方法に関するFAQ。FAQの対象としては都道府県向け、医療機関向けの両方を掲載。G-MISにログインしながら直ぐに参照できるよう、G-MISのFAQ画面に掲載。	G-MISのFAQ画面
制度・業務に関するFAQ ※都道府県担当者のみ 閲覧可能	かかりつけ医機能報告制度の制度的解釈や報告項目、定期報告対象、協議の場等に関するFAQ。 FAQの対象としては都道府県のみとし、実務的な内容も含むFAQを用意。 FAQは問合せ管理ツール（Redmine）に掲載予定。	問合せ管理ツール （Redmine）

## かかりつけ医機能に係る協議の場について

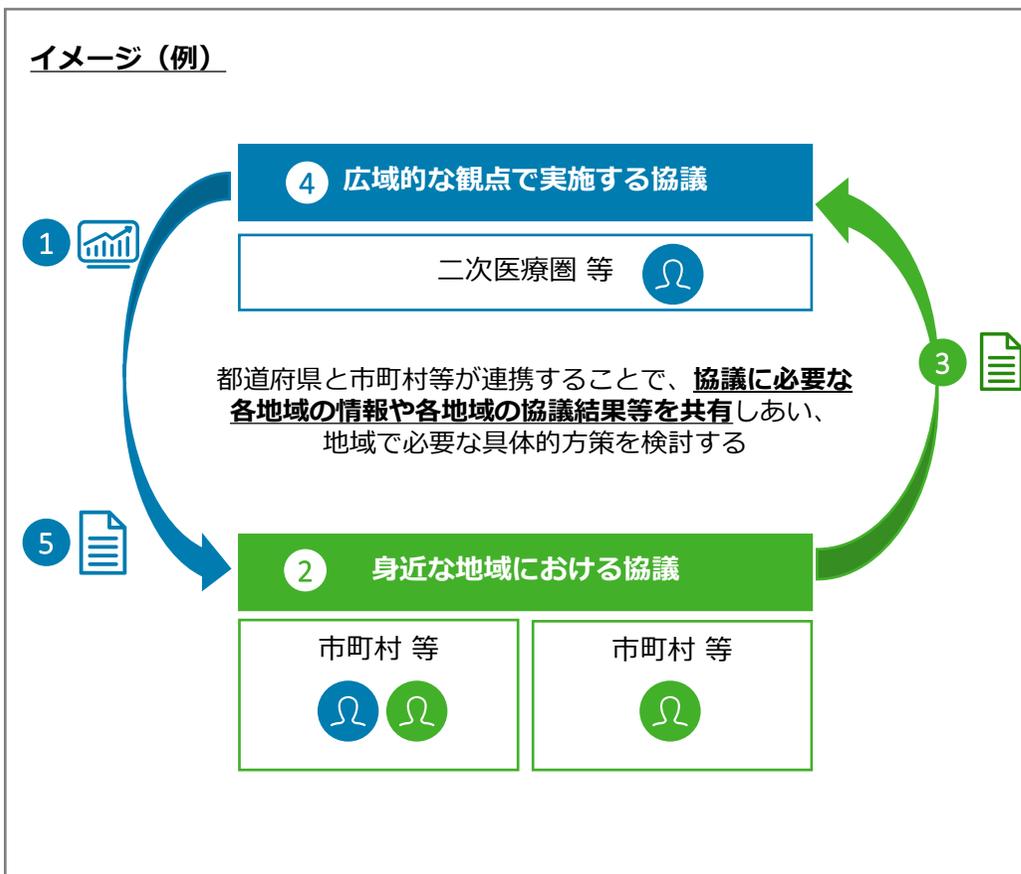


# かかりつけ医機能に係る協議の場の進め方について（例）

令和7年12月19日かかりつけ医機能報告制度に係る第5回自治体向け説明会資料（一部改）

- かかりつけ医機能の協議は、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を把握した上で、当該課題等を協議に反映し、具体的方策の検討を行うことが重要であると考えています。
- 従って、都道府県が介護や福祉分野の実情等を把握する市町村等とも連携して協議体制を検討することが重要であり、例えば、広域的な観点から検討を行う協議と身近な地域において検討を行う協議について、それぞれの協議の内容を共有しながら、地域において必要な具体的方策等を検討することが考えられます。

## かかりつけ医機能に係る協議体制（例）



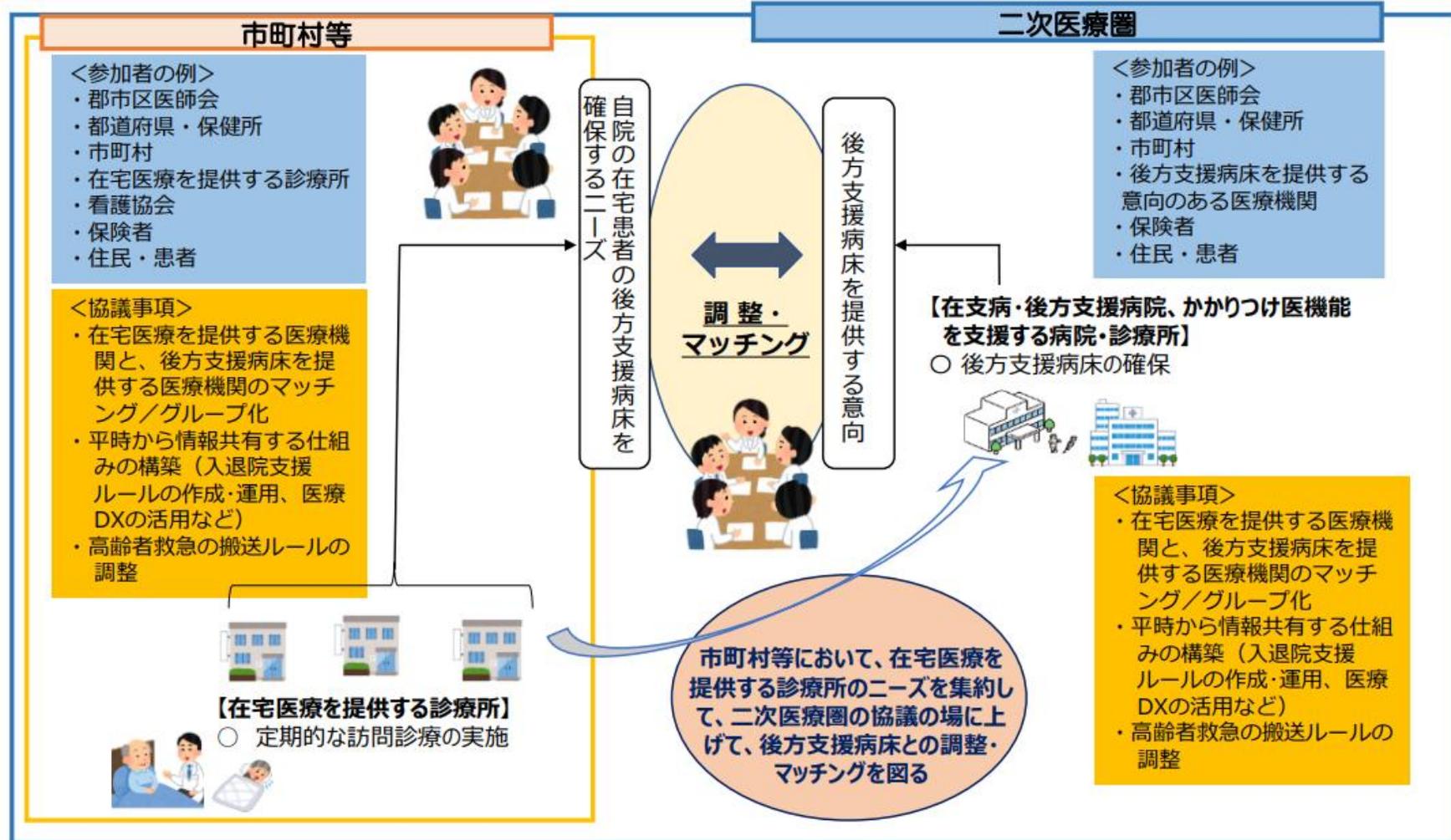
## 協議の進め方（例）

No	具体的な実施内容（例）
1	<b>身近な地域における協議へのデータ等の情報提供や協議結果の共有等を依頼</b> 都道府県は、身近な地域の関係者へのヒアリング等により、地域の課題等を把握し、報告データ等も参照して、協議課題を検討。 都道府県は、各地域へ必要な情報提供を行うとともに、協議結果の共有などを依頼。
2	<b>身近な地域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議</b> 都道府県や市町村等は、報告データや市町村等が所持するデータ等も活用しつつ、身近な地域における課題や具体的方策等について協議。 ※市町村等が実施する協議であっても、都道府県は、かかりつけ医機能に係る協議が円滑に行われるよう必要な支援を行う。
3	<b>身近な地域における協議結果の共有</b> 都道府県や市町村等は、身近な地域における協議結果を整理。 都道府県は、当該結果を踏まえつつ、広域的な観点から協議を行うことが望ましい課題等について検討。
4	<b>広域における協議でのかかりつけ医機能に関する協議</b> 都道府県は、身近な地域における協議結果も踏まえながら、広域的な観点から検討を行うことが望ましい課題等について協議を行う。
5	<b>広域における協議の場での協議結果の共有</b> 都道府県は、広域における協議結果を身近な地域における協議へ反映できるように、身近な地域における協議に共有し必要な調整を行う。

※身近な地域におけるかかりつけ医機能の課題等を適切に把握して協議を行うことが可能である場合には、このスキームに限る趣旨ではない。

## 【目指すべき姿】

- 地域の在宅療養中の高齢者が、病状の急変等により突発的入院が必要となった場合に受け入れられる後方支援病床を地域で確保する。入院しても早期に在宅復帰して住み慣れた地域で継続して生活できるよう、入院前から在宅療養を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との情報共有を強化する。



## （１）地域の具体的な課題

在宅療養中の高齢者が急変しても、後方支援病床の確保が難しく入院までに時間を要したり、入院から退院に至るまで医療・介護関係者間で必要な情報が十分に連携されていないため、適切な医療・介護サービスが迅速に提供されず、患者の状態が悪化する場合がある。

## （２）様々な視点から考えられる原因

- 【原因①】在宅療養中の高齢者が急性増悪し入院が必要になった場合に、どこの病院に空床があるかわからない。
- 【原因②】地域の後方支援病床を提供可能な医療機関（在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院）が十分に把握できていない。
- 【原因③】在宅療養中の高齢者等が入院または退院するにあたって医療・介護関係者間で必要な情報や連携方法等が十分に共有されていない。
- 【原因④】地域で入退院支援ルールを策定しているものの、参加している医療機関が少ない。

## （３）地域で目指すべき姿

入院までの調整がスムーズに実施でき、また、入院から退院の情報連携がスムーズに行われ、在宅復帰までの時間を可能な限り短くする。

## （４-１）身近な地域において協議・検討する方策

- 【方策③】入退院時に必要な情報や連携方法等が十分に共有されるよう、実効性の高いルールにする。
- 【方策④】かかりつけ医機能報告の結果を踏まえて、地域で策定している入退院支援ルールへの参加を呼びかける。

## （４-２）広域的な観点から協議・検討する方策

- 【方策①】医療・介護関係者が医療機関の空床情報を俯瞰的に把握でき、共有可能な体制を構築する。
- 【方策②】地域の後方支援病床を提供可能な医療機関の一覧を作成し、関係機関間で定期的に情報共有する仕組みを検討する。

## 都道府県からのよくある質問について



**Q. 1号機能の報告事項である「院内掲示による公表」について、G-MISで報告を行った上で遅滞なく実施する場合には「有り」と報告して差し支えないか。**

差し支えない。ただし、院内掲示を実施しているものとして報告を行ったにもかかわらず、遅滞なく院内掲示が行われない場合には、虚偽報告として都道府県の指導監督や罰則の対象となることに留意されたい。

**Q. 1号機能の報告事項である「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」について、研修は毎年度修了しなければならないのか。また、いつまでに修了した研修でなければならないのか。**

必ずしも毎年度修了したものである必要はなく、過去に修了されたかかりつけ医機能に関する研修であっても、研修の修了者「有り」として報告いただいて差し支えない。ただし、当該研修の修了について有効期限等が定められている場合には、有効期限内のものについて報告されたい。

また、いつまでに修了した研修が報告対象であるかについては、原則として、かかりつけ医機能報告の報告基準日である1月1日時点における修了状況に基づきご報告いただくこととしている。ただし、令和7年度の報告においては、本制度に基づく報告が開始された初年度にあたることに鑑み、報告を行う時点において当該研修を修了している場合には、研修の修了者「有り」として報告いただいて差し支えない。（必ずしも1月1日時点で研修を修了している必要はない）

**Q. 1号機能を有さない医療機関であっても任意で2号機能の報告を行うことは可能なのか。**

差し支えない。G-MISにおいても、1号機能を有さない医療機関が2号機能の報告を行うことができるように設計しており、また、1号機能の有無に関わらず、2号機能の報告内容に基づき、各機能の有無が自動で判定されるようにしているので確認されたい。

**Q. 今後、地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものである新たな地域医療構想の策定に向けた検討が行われるが、新たな地域医療構想に基づく協議が開始された場合、先行して開始されるかかりつけ医機能の協議についてもまとめて実施することになるのか。新たな地域医療構想とかかりつけ医機能の関係について教えてほしい。**

新たな地域医療構想は、地域の医療提供体制全体の課題解決を行うためのものとして位置づけられたところ、2040年に向けた医療提供体制全体の課題とそれを踏まえた取組を検討していくもの。

他方、かかりつけ医機能に係る協議・取組は、第8次医療計画における5疾病6事業等と同じように、新たな地域医療構想の策定を待ってから取り組みを進めるものではなく、それぞれの現下の、身近な地域における医療・介護の実情や不足する機能の課題等を踏まえ、可能な限り早く取り組みを進めていただくことが重要である。なお、今後の新たな地域医療構想も踏まえて、かかりつけ医機能に係る協議のあり方等についても適宜見直しを行っていただくことが考えられる。

なお、かかりつけ医機能に係る協議については、協議の開催や開催にあたっての関係者との調整等の事務的な負担がある中、現場レベルでの協議の立ち上げやそれに係る調整等の全てを都道府県において対応することは困難な場合も多く、在宅医療介護連携推進事業等の市町村等が主体となって実施している身近な地域における既存の協議の場と連携して、身近な地域における課題の把握等を効率的に実施する体制を検討いただくことも可能である。